

京都学園大学経済経営学部学会会則

(名称・事務局)

第1条 本会は京都学園大学経済経営学部学会と称し、事務局を京都学園大学経済経営学部内におく。

(目的)

第2条 本会は学部の学術研究に資し、あわせて会員相互の研鑽を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 機関誌の発行、およびその他研究成果の刊行
- 2 研究会および講演会の開催
- 3 その他評議員会が適当と認めた事業

(組織)

第4条 本会は次の者をもって組織する。

- 1 正会員 本学経済経営学部所属する専任教員および特別教員
- 2 準会員 本学経済経営学部生、および卒業生で学会加入を希望する者
- 3 特別会員 学会への加入を希望する者で評議員会が適当と認めた者

(機関・役員)

第5条 本会の事業を遂行するために次の機関をおく。

1 会長

会長は本学経済経営学部長とする。会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 評議員会

評議員会は正会員によって構成され、本会の事業計画その他の重要事項を審議する。評議員会は、必要のつどこれを開催し、会長が招集する。議事は出席者の過半数により議決される。

3 運営委員会

運営委員長は会長が指名する。

運営委員会は正会員中より選出された7名の委員（運営委員長のほか、経済学科3名、経営学科3名）によって構成される。

運営委員は機関誌その他研究成果の編集発行、研究会・講演会の開催など、本会の諸事業の実施の庶務ならびに会計を担当する。なお、会計については会長あるいは運営委員長が指名する。

4 会計監査委員

会計監査委員は評議会により選任された1名がこれに当たる。

会計監査委員は本会の会計を監査し、評議員会に報告する。

(委員の任期)

第6条 前条3項の運営委員長の任期は2年、運営委員の任期は1年とし、4項の会計監査委員の任期は1年とする。但し重任を妨げない。

(会 計)

第7条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

会員は次の区分に従い、会費を納めるものとする。

(1) 正会員 年額 5,000 円

(2) 準会員 年額 2,000 円

(3) 特別会員 年額 5,000 円

(機関誌の配付)

第8条 会員は機関誌の配付を受けることができる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第10条 本会則の改正変更は評議員会の決議による。

(附則)

旧経済学部・経営学部・法学部の各学会については、それぞれの学部が廃止されるまで旧学部所属の教員が責任をもって運営にあたり、経済経営学部学会の評議員会で会計報告を行うものとする。

(2015年4月1日制定)